仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市精神障害者社会復帰施設条例（平成五年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表パル三居沢の項を削る。

第三条ただし書中「、パル三居沢においては第一号から第三号までに掲げる事業を」を削る。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。